

## 諮問第 96 号の答申 就業構造基本調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 96 号による就業構造基本調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

平成 28 年 9 月 21 日付け総統労第 161 号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「就業構造基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

##### (2) 理由等

###### ア 報告を求める事項の変更

###### (ア) 学校区分の選択肢の分割

本申請では、学校区分を把握する調査事項の選択肢について、図 1 のとおり、従来の「短大・高専」を「短大」と「高専」に分割する計画である。

これについては、短期大学と高等専門学校では、その目的・役割や男女比などに大きな違いがあり、卒業後の就業状況が大きく異なることが予想されることから、高等教育機関の充実化や、新たな高等教育機関の制度化についての検討に関する政策ニーズを勘案して、「短大」と「高専」に分割するものであり、教育と就業状況との関係のより詳細な把握に資するものであることから、適当である。

図 1

変更案									
(2) 学校区分 ・回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	小学・中学	高校・旧制中	専門学校 (修業年限)			短大	高专	大学	大学院
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
現行									
(2) 学校区分 ・回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	小学・中学	高校・旧制中	専門学校 (修業年限)			短大・高专	大学	大学院	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

(イ) 現在の雇用形態に就いている理由の新設

本申請では、図2のとおり、パート、アルバイト、派遣社員等に対し、現在の雇用形態に就いている理由を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、我が国における非正規労働者数が年々増加している中、いわゆる不本意非正規雇用労働者<sup>(注)</sup>に関する地域別結果の表章等、非正規労働者に関する統計ニーズの高まりを踏まえ、本調査事項を新設するものであり、非正規労働者に関する詳細なデータの把握に資するものであることから、適当である。

ただし、非正規労働者における就業の実態を把握する観点から、収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間又は就業日数を調整している者の実態を把握する調査事項を新設する必要があることを指摘する(図3参照)。

(注) 正規雇用を希望しているが、正規の職員・従業員としての仕事がないため、不本意ながら非正規雇用で働く者をいう。

図 2

**変更案**

第1面のA1欄で「雇われている人」のうち「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」と回答した方のみお答えください (それ以外の方はA10へ)						
<b>A9 どうして今の雇用形態についているのですか</b>	自分の都合のよい	家計の補助・学費等を 得たいから	家事・育児・介護等と 両立しやすいから	通勤時間が短いから	専門的な技能等を いかせるから	正規の職員・従業員の 仕事がないから
□						その他
当てはまるもの全てに記入 →	○	○	○	○	○	○
うち おもなもの一つに記入 →	○	○	○	○	○	○

**現 行**

〔 新 設 〕

図 3

**統計委員会修正案**

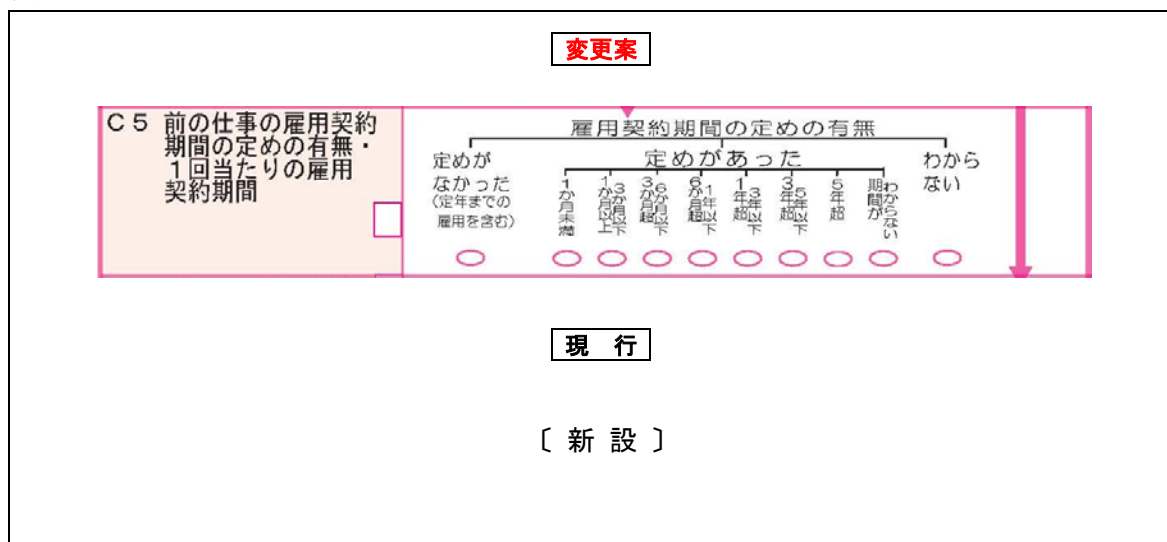
<b>A10 収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか</b>	している ○	していない ○
--	-----------	------------

#### (ウ) 前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設

本申請では、図4のとおり、前職の雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項を新設する計画である。

これについては、近年の転職者数の緩やかな増加を背景として、雇用形態間の異動の実態（正規から非正規又は非正規から正規への異動等）をよりの確に把握するため、本調査事項を新設するものであり、非正規労働者に関する施策の検討に資する詳細なデータの把握が可能となるものであることから、適当である。

図4



#### (エ) 育児・介護の実施頻度の追加等

本申請では、未就学児の育児の状況について、図5のとおり、従来、「育児をしている」又は「育児をしていない」のみを把握する形式としていたものを、「育児をしている」場合は、その実施頻度（「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」の6区分）を選択するように変更し、また、これまでの「育児」の表記を「子の育児」に変更するとともに、設問における育児に関する注釈の文言を変更する計画である。

さらに、家族の介護の状況についても同様に、「介護をしている」場合は、その実施頻度（「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」の6区分）を選択するように変更する計画である。

これらについては、育児・介護の状況が就業に及ぼす影響の詳細な把握・分析に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、未就学児の育児を行っている者について、その実施頻度をよりの確に把握するとともに、家事を含めた育児の負担度が就業に与える影響を明らかにするため、実施頻度の選択肢について、月又は週当たりの実施日数ではなく、1日当たりの家事・育児時間により把握し、また、未就学児はいるが、ふだん育児を行っていない者が、紛れなく「子の育児をしていない」に回答するよう、報告者の分かりやすさを考慮して調査票を設計する必要があることを指摘する。（図6参照）

図 5

**変更案**

**F くだんの育児・介護の状況について（全員が記入してください）**

**F 1 子の育児をしていますか**

・この設問での育児は未就学児を対象とします

ここで育児とは乳児のおむつの取り替えや就学前の子どもの送迎などをいいます。

・育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

子の育児をしている

月に3日以内	週に1日	週に2日	週に3日	週に4~5日	週に6日以上
○	○	○	○	○	○

子の育児をしていない ○ (F 2へ)

**F 2 家族の介護をしていますか**

・自宅外にいる家族の介護も含めます

・介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

介護をしている

月に3日以内	週に1日	週に2日	週に3日	週に4~5日	週に6日以上
○	○	○	○	○	○

介護をしていない ○ (G欄へ)

**現行**

**E 育児・介護の状況について（全員が記入してください）**

**E 1 くだん育児をしていますか**

・この設問での育児は未就学児を対象とします

・ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません

・育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

育児をしている	育児をしていない
○	○
↓	○ (E 2へ)

**E 2 くだん家族の介護をしていますか**

・自宅外にいる家族の介護も含めます

・介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

介護をしている	介護をしていない
○	○
↓	○ (F欄へ)

図 6

**統計委員会修正案**

**F 1 子の育児をしていますか**

・この設問での育児は未就学児を対象とします

ここで育児とは乳幼児の世話や見守りなどをいいます。

家事・育児時間については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

仕事をしている人は仕事をしている日をくだんとします

子の育児をしている ○		子の育児をしていない ○ (F 2へ)			
くだんの1日当たりの家事・育児時間					
1時間未満	1~2時間未満	2~4時間未満	4~6時間未満	6~8時間未満	8時間以上
○	○	○	○	○	○

(オ) 育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加

本申請では、育児又は介護をしている者が利用した制度を把握する調査事項の選択肢として、図7のとおり、「残業の免除・制限」を追加する計画である。

これについては、育児休業、介護休業等の制度の利用状況について、より詳細かつ的確に把握することにより、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の改正による効果の分析・検証に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、報告者が回答するに当たり紛れが生じないように、選択肢の「その他」については、いずれの選択肢にも当てはまらない、例えば、会社が社内規定により独自に制度として設けているものなどは該当するが、上司の裁量や配慮による残業の免除などは含まれないことを記入要領に明記する必要があることを指摘する。

図7

<b>変更案</b>																			
<p><b>F1の2</b> この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます ・各制度の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">した</th> <th>しなかった</th> </tr> <tr> <td>育児休業</td> <td>短時間勤務</td> <td>子の看護休暇</td> <td>残業の免除・制限</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	した					しなかった	育児休業	短時間勤務	子の看護休暇	残業の免除・制限	その他		○	○	○	○	○	○
した					しなかった														
育児休業	短時間勤務	子の看護休暇	残業の免除・制限	その他															
○	○	○	○	○	○														
<p><b>F2の2</b> この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます ・各制度の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">した</th> <th>しなかった</th> </tr> <tr> <td>介護休業</td> <td>短時間勤務</td> <td>介護休暇</td> <td>残業の免除・制限</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(G欄へ)</p>	した					しなかった	介護休業	短時間勤務	介護休暇	残業の免除・制限	その他		○	○	○	○	○	○
した					しなかった														
介護休業	短時間勤務	介護休暇	残業の免除・制限	その他															
○	○	○	○	○	○														
<b>現行</b>																			
<p><b>E1の2</b> この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">した</th> <th>しなかった</th> </tr> <tr> <td>育児休業</td> <td>短時間勤務</td> <td>子の看護休暇</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	した				しなかった	育児休業	短時間勤務	子の看護休暇	その他		○	○	○	○	○			
した				しなかった															
育児休業	短時間勤務	子の看護休暇	その他																
○	○	○	○	○															
<p><b>E2の2</b> この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">した</th> <th>しなかった</th> </tr> <tr> <td>介護休業</td> <td>短時間勤務</td> <td>介護休暇</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(F欄へ)</p>	した				しなかった	介護休業	短時間勤務	介護休暇	その他		○	○	○	○	○			
した				しなかった															
介護休業	短時間勤務	介護休暇	その他																
○	○	○	○	○															





## イ 報告を求める者の変更

本申請では、報告を求める者の数について、前回調査における約 50 万 6000 世帯（15 歳以上の世帯員約 108 万 3000 人）から、約 52 万 3000 世帯（15 歳以上の世帯員約 108 万 3000 人）に変更する計画である。

これについては、近年の 1 世帯当たりの 15 歳以上の世帯員数の減少<sup>(注)</sup>を考慮し、前回調査と同規模の世帯員数を報告者数として確保するため、調査区数を増やし、調査世帯数を増やすよう変更するものであり、時系列的な変化を安定的に把握するために必要なものであることから、適当である。

(注) 15歳以上の世帯員数は、平成22年に実施された国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）の結果では2.14人であったが、平成27年に実施された国勢調査結果では2.07人に減少している。

## ウ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、オンライン調査<sup>(注)</sup>の対象を調査対象とする全世帯（約 52 万 3000 世帯、約 108 万 3000 人）に拡大するとともに、スマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画である。

(注) 前回調査に引き続き、報告者に対し、オンラインで回答する際に必要となるログイン情報（報告者 ID）と紙媒体の調査票を同時に配布する並行方式により実施することとしている。

これらについては、以下のとおり、報告者の利便性の向上及び調査の効率的実施等に資するものであることから、適当である。

- ① オンライン調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、その推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりや報告者のライフスタイル等の多様化への対応、電子調査票に実装されるチェック機能による調査票の審査業務の負担軽減、結果精度の確保・向上、結果公表の早期化等にも資するものであること。
- ② 紙媒体の調査票による回答期間に先行してオンライン調査の回答期間を設定等することや、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からのオンライン回答も可能とすることで、報告者の利便性をより高め、オンライン回答率の向上を図ることとしていること。

なお、調査を進めるに当たっては、前回調査におけるオンライン調査の実施状況について行った検証を踏まえ、取り組む必要がある。

## エ 集計事項の変更

本申請では、現在の雇用形態に就いている理由や育児・介護の実施頻度を把握する調査事項等の追加、その他調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、非正規労働者に関する詳細なデータの把握や育児・介護の状況が就業に及ぼす影響の詳細な把握に資するものであることなどことから、おおむね適当である。

ただし、以下のとおり、修正する必要があることを指摘する。

- ① 育児の頻度を把握する調査事項について、夫及び妻の教育の状況（最終卒業学校）による育児の実施頻度との関係を明らかにする観点から、夫及び妻の教育の状況別に育児の実施頻度について表章すること。
- ② 育児休業等の制度の利用状況を把握する調査事項について、制度の利用状況の実態を詳細に明らかにする観点から、末子の年齢別に表章すること。



(参考)「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との対応関係

統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針として、平成 27 年 5 月に「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)が策定された。

ガイドラインは事業所・企業を調査対象とする統計調査を対象として定められたものであり、世帯を対象とする本調査が直接にガイドラインの対象となるものではないが、本調査が従業上の地位等に係る調査事項を含むものであることから、ガイドラインとの対応関係について確認した。

(注) ガイドラインは、労働者を、①直接雇用と間接雇用の区分(第1レベル)、②常用労働者と臨時労働者の区分(第2レベル)及び③常用労働者の内訳区分(第3レベル)の3階層に整理しており、それぞれのレベルに係る区分を調査事項として設けている統計調査に対して求める取組について示している。

① 本調査では、「勤めか自営かの別・勤め先における呼称」を把握する調査事項を設け、雇われている人については、勤め先における呼称の把握を行っている。

本調査事項においては、ガイドラインの第1レベル(直接雇用と間接雇用の区分)について、雇われている人のうち「労働者派遣事業所の派遣社員」を把握しており、直接雇用と間接雇用の別を把握することが可能なものとなっている。また、ガイドラインの第3レベル(常用労働者の内訳区分)についても、勤め先における呼称に基づく区分により、把握することが可能なものとなっている。

② 本調査では、雇われている人について、雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握している。具体的には、有期雇用労働者について、雇用契約期間が1か月以上の場合の選択肢を6区分(「1か月以上3か月以下」、「3か月超6か月以下」、「6か月超1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」、「5年超」)により把握している。

## 2 統計委員会諮問第40号の答申（平成24年1月20日付け府統委第7号）における「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回の平成24年調査に係る統計委員会諮問第40号の答申（平成24年1月20日付け府統委第7号（以下「前回答申」という。）において、①「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化<sup>(注1)</sup>、②「現職への就業理由」の把握の検討<sup>(注2)</sup>の必要性が指摘されている。

(注1) 前回答申の今後の課題において、『「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することとしたところであるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。』とされている。

(注2) 前回答申の今後の課題において、『「現職への就業理由」を把握する調査事項については、今回調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしているが、本調査事項は「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。』とされている。

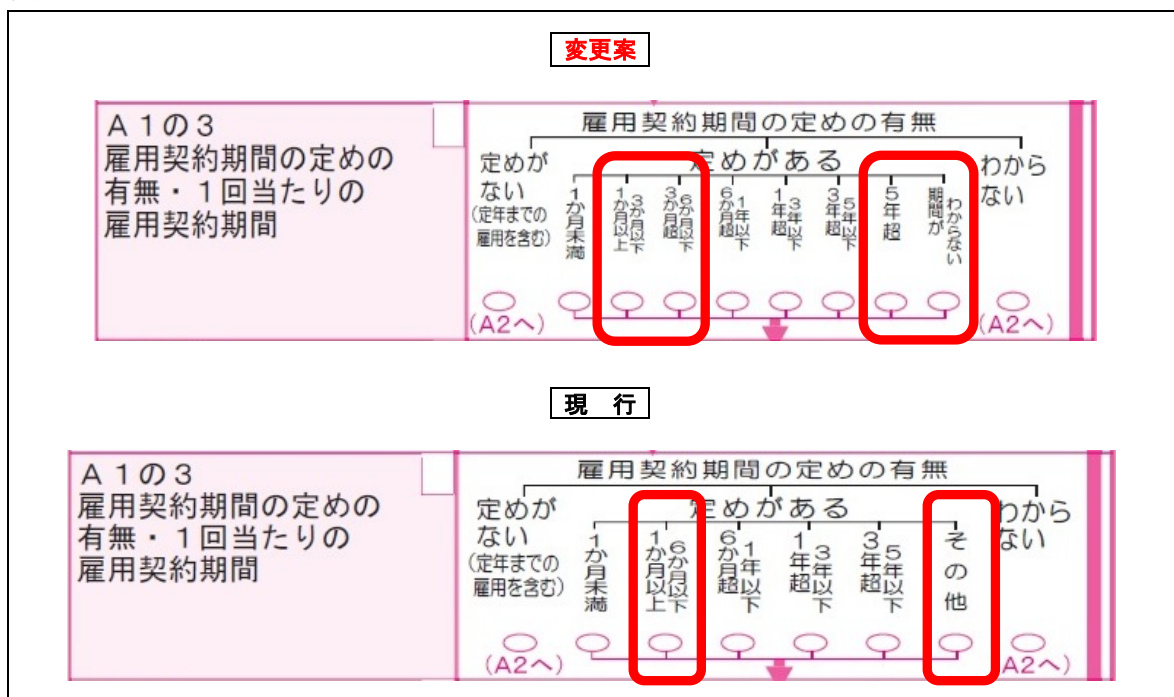
これらの指摘事項に関する総務省の対応状況及びこれに対する評価は、以下のとおりである。

### (1) 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

本課題について、総務省は、「就業希望の把握に関する準備調査」（総務省所管の一般統計調査）<sup>(注)</sup>の結果を踏まえ、これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを、図9のとおり、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割することとしている。

これについては、非正規労働者の雇用契約期間に関するよりの確かつ詳細な分析に資するものであることから、適当である。

図9



## (2) 「現職への就業理由」の把握の検討

本課題について、総務省は、関係府省及び都道府県から本調査事項についての復活要望があることや、前記1(2)ア(カ)のとおり、今回の平成29年調査では東日本大震災の仕事への影響等を把握する調査事項を削除することとしているため、調査票のスペースも確保できることなどを理由として、図10のとおり、本調査事項を復活することとしている。

これについては、転職の実態を詳細に分析する上で有用な調査事項であり、また、行政施策上のニーズがあるとして本調査事項の復活に対する要望があることを踏まえたものであることから、適当である。

図10

<b>変更案</b>									
<b>A8 どうしてこの仕事についたのですか</b> (おもなもの一つにマーク)	失業していた	学校を卒業した	収入を得る必要が生じた	知識や知能を生かしたかった	社会に出たかった	時間に余裕ができた	健康を維持したい	よりよい条件の仕事が見つかった	その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>現行</b>									
〔復活〕									

## 3 今後の課題

- (1) 就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性が高まっており、今回の平成29年調査でも、関連する調査事項につき見直しを行った。次回調査(平成34年調査)へ向けても引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、よりの確に把握するための検討を行うこと。
- (2) 今回の平成29年調査においては、オンライン調査の対象を調査対象とする全世帯に拡大するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。次回調査に向けて、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今回調査の結果につき、検証を行う必要がある。

## 第76回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成28年11月29日（火）16:30～18:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

山本 勲（慶應義塾大学商学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 就業構造基本調査の変更について

5 概 要

前回の部会審議において、整理、報告等が求められた事項について審議が行われた後、『統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン』との対応関係」及び「前回答申における今後の課題への対応状況」について審議が行われ、一部の事項について、総務省統計局において再度整理し、その結果を次回の部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

（1）前回部会において整理、報告等が求められた事項に対する回答について

ア 育児・介護の実施頻度の追加等

- ・ 育児の実施頻度を「家事・育児時間」として把握する代替案について、女性の育児時間をより適切に把握する観点から、2時間未満までの3区分を2区分に統合してスペースを確保し、「6時間以上」の選択肢を「6～8時間未満」、「8時間以上」に分ける必要があるのではないか。階級値について再検討していただきたい。

→ 選択肢の階級値の分割については、調査票のスペースの都合上、選択肢を更

に増やすのは難しいが、階級値の区分について整理したい。

- ・ 育児は時間で把握、介護は日数での把握となるが、育児の実態をよりの確に把握するために必要な措置であり、把握の単位が異なっても問題ないとする。また、「家事・育児時間」という表現については、育児時間の把握が主目的であることにかんがみ、「育児・家事時間」や「育児時間（家事も含む。）」などとするべきではないか。
  - 就業に影響を与える変数という意味では、家事・育児全般に係る時間について聞くことが有用であると考えている。
- ・ 「子の育児をしている」と回答した者のみに対して、「家事・育児時間」を聞くという構成になっているのは、分かりにくいのではないか。
- ・ 現行の「子の育児をしていない」という選択肢については、未就学児はいるが日常的に育児に関わっていない者と、未就学児がいないため育児をしていない者が混在することになるため、両者を区分できるよう、再度整理していただきたい。
- ・ 調査事項の順番を入れ替えて、始めに育児休業等の制度の利用状況を聞いた上で、全員に対して、家事・育児の実施頻度を聞くような構成は考えられないか。
  - 調査としての汎用性を高め、より正確にワークライフバランスの問題を明らかにすべきではないかという趣旨については理解するが、レイアウトの変更を含め大きな変更を伴うこともあり、今回調査での対応は困難ではないか。

#### イ 育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加

- ・ 選択肢の「その他」については、いずれの選択肢にも当てはまらない、例えば、会社が社内規定により独自に制度として設けているものなどが該当し、上司の裁量や配慮による残業の免除などは含まれないことを記入要領に明記する必要があるのではないか。
  - 前回調査においても、どれにも当てはまらない会社独自の制度などについては、「その他」に該当するものとして記載しており、上司の裁量など制度化されていないものは、会社独自の制度などに該当しないものとしている。

#### (2) 「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」との対応関係

- ・ ガイドラインの第3区分（常用労働者の内訳区分）に関連して、本調査では従前から呼称（正規の職員・従業員、パート、アルバイト等）で把握しており、それが本調査の特徴ともなっている。

#### (3) 前回答申における今後の課題への対応状況

前回答申（統計委員会諮問第40号の答申（平成24年1月20日付け府統委第7号））において「今後の課題」として指摘された事項に対する総務省統計局の対応状況については、以下のとおり整理された。

#### ア 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

- ・ 雇用契約期間について、これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割することについて御審議いただき、適当と整理された。

#### イ 「現職への就業理由」の把握の検討

- ・ 選択肢の中に、「失業していた」や「学校を卒業した」など客観的な事実を示すものと、「知識や技能を活かしたかった」、「社会に出たかった」など主に動機や主観的な意識を示すものが混在していることから、報告者が回答するに当たり、客観的な事実と個人的な動機のどちらを回答すべきか迷うのではないか。また、設問文の「この仕事」という表現は、現在勤めている会社での仕事のことなのか、一般的な就業という意味なのか、分かりにくいのではないか。  
→ 本調査事項については、昭和31年以降継続して把握しているが、調査結果については時系列的にみても安定しており、また、直近で調査した平成19年調査の際にも報告者から分かりにくい等の報告は寄せられていないことから、問題なく調査されているものと認識している。ただし、報告者の分かりやすさの観点から、記入要領における説明について検討を行うこととしたい。

#### (4) その他

- ・ 村などの小さなところでは、他にも様々な業務を行う中の一業務として調査業務を行うことになるため、記入要領を充実させることで、調査員や報告者の負担軽減をお願いしたい。
- ・ 回答者や調査員の負担軽減の点で、調査の内容は簡潔かつ必要最小限であることが望ましい。例えば、現行の紙面の大きさに拘らず、内容がシンプルになれば、思い切って小さくするなど柔軟な発想で検討を行っていただきたい。
- ・ オンライン回答するに当たっての記入要領は、作成されるのか。  
→ 電子調査票の該当箇所をクリックすると、解説が表示されるような仕様とすることを検討している。

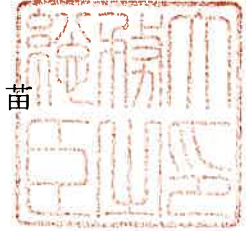
## 6 次回予定

次回部会は、平成28年12月12日(月)10時から総務省第2庁舎7階中会議室において開催することとされた。

総政企第260号  
平成28年10月11日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早苗



諮問第96号  
就業構造基本調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年9月21日付け総統労第161号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略



平成28年10月  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第96号の概要 (就業構造基本調査の変更)

# 1 就業構造基本調査の概要

## 調査の目的

国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

調査の  
沿革

- ▶ 昭和31年に開始し、57年までおおむね3年ごと、57年以降は5年ごとに実施（平成29年調査は17回目）

調査期日

- ▶ 平成29年10月1日現在

調査範囲  
及び  
報告者数

- ▶ 全国の世帯及び世帯員  
約**52万世帯**の15歳以上の世帯員  
約**108万人**  
(母集団：約5,300万世帯、約1億  
1,000万人)

調査事項

- ▶ **有業者・無業者共通の調査事項**  
就学状況、収入の種類、職業訓練・自己啓発の有無・種類、  
育児・介護の状況等
- ▶ **有業者に関する調査事項**  
従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、就業日数・時間、  
就業理由、転職又は追加就業の希望の有無等
- ▶ **無業者に関する調査事項**  
就業希望の有無、希望職種、求職活動状況、非就業希望理由等

調査組織

- ▶ 総務省 — 都道府県 — 市町村 — 統計調査員（又は民間事業者） — 報告者

調査方法

- ▶ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出又はインターネットで回答

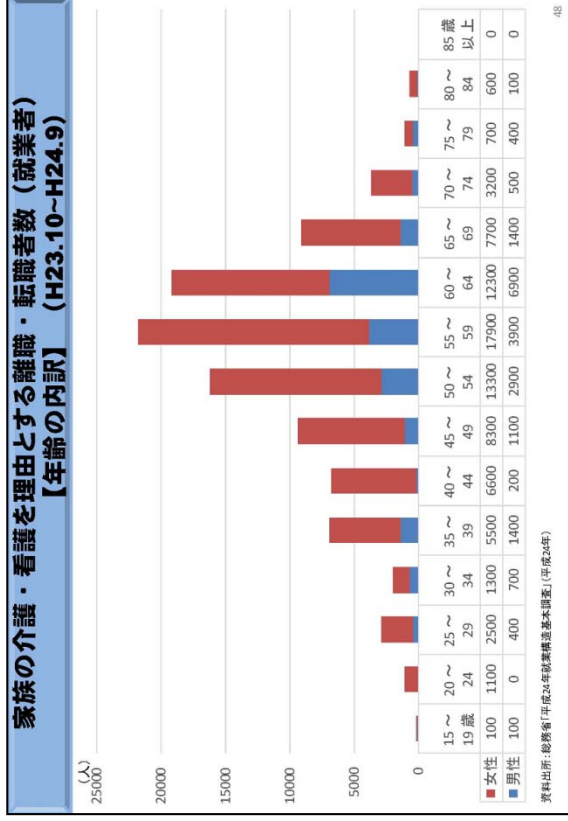
結果公表

- ▶ 調査実施年の翌年7月末日までに公表

# 2 就業構造基本調査の活用状況

## 行政施策立案に当たったでの利用

- 介護離職者の実態把握のための基礎資料として利用



（第1回一億総活躍国民会議（平成27年10月29日）資料から抜粋）

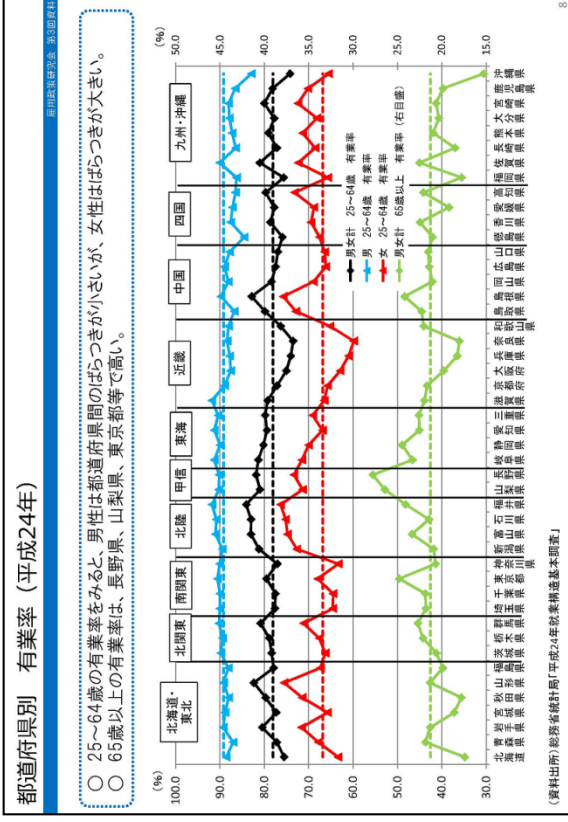
## 加工統計への利用

- 国民経済計算における国民所得の推計のための就業者数、雇用者数を算出する際の基礎データとして利用

## 地方公共団体での利用

- 地方公共団体における男女共同参画計画策定の基礎資料として利用
- 職業能力開発計画策定の基礎資料として利用

- 都道府県別の雇用等の実態把握のための基礎資料として利用



（第3回雇用政策研究会（平成26年12月12日）資料から抜粋）





# 3-1 調査事項の変更(2)

## 【変更内容③】

### 【育児・介護の状況に関する調査事項の変更】

- ① 就業と育児・介護の負担度との関係をより詳細に把握する観点から、育児・介護に携わる頻度(月に3日以内、週に1日、週に2日、週に3日、週に4~5日、週に6日以上)を把握するよう選択肢を変更
- ② 就業と育児・介護に関する制度利用との関係を詳細に把握する観点から、選択肢区分に「**残業の免除・制限**」を追加

### 【現行】

<p><b>E1</b> ふだん育児をしていますか</p> <p>この設問での育児は未就学児を対象とします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません</li> <li>育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</li> </ul>	<p>育児をしている</p> <p>育児をしていない(はい)</p>
<p><b>E1の2</b> この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか</p> <p>(利用した場合はあてはまるものすべてにマーク)</p> <p>「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます</p>	<p>育児休業</p> <p>短時間勤務</p> <p>子の看護休暇</p> <p>その他</p>
	<p>育児をしていない(はい)</p> <p>しなかった</p> <p>しなかった</p>



### 【見直し後】

<p><b>F1</b> 子の育児をしていますか</p> <p>この設問での育児は未就学児を対象とします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません</li> <li>育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</li> </ul>	<p>月に3回未満</p> <p>週に1日</p> <p>週に2日</p> <p>週に3日</p> <p>週に4~5日</p> <p>週に6日以上</p>
<p><b>F1の2</b> この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか</p> <p>(利用した場合はあてはまるものすべてにマーク)</p> <p>「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます</p>	<p>育児休業</p> <p>短時間勤務</p> <p>子の看護休暇</p> <p>残業の免除・制限</p> <p>その他</p>
	<p>しなかった</p> <p>しなかった</p>

(注) 育児と介護については、現行、見直し後ともに、調査票の構成について平仄を合わせています。

## 【変更内容④】

【東日本大震災の影響に関する調査事項の廃止】  
 東日本大震災(原子力発電所事故を含む)の仕事への影響に関する調査事項については、発生から5年以上が経過し、把握の必要性が低下していることから削除

【廃止される調査事項】→

<p><b>F</b> 東日本大震災(原子力発電所事故を含む)の仕事への影響(全員が記入してください)</p>	<p><b>F1</b> 勤め先等が震災の直接の影響を受けたことにより、当時の仕事への影響はなかったか</p> <p>「調査票の記入のしかた」については、『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</p>	<p>震災の被害に直接影響を受けたことにより、当時の仕事への影響はなかった(休職したを含む)</p> <p>震災の被害に直接影響を受けたことにより、当時の仕事への影響はなかった(休職したを含む)</p> <p>震災の被害に直接影響を受けたことにより、当時の仕事への影響はなかった(休職したを含む)</p>	<p>当時、仕事についていない(退職したを含む)</p> <p>当時、仕事についていない(退職したを含む)</p> <p>当時、仕事についていない(退職したを含む)</p>
<p><b>F2</b> 震災により選離しましたか</p> <p>この設問での「選離」には、一時的な選離などの場合は含まれません</p>	<p>現在、選離していません</p> <p>現在、選離しています</p>	<p>選離しなかった</p> <p>選離した</p>	<p>選離しなかった</p> <p>選離した</p>
<p><b>F2の2</b> 現在、選離していませんか</p> <p>「選離」には、仮転任のほか、親戚、友人等、民間事業者など、のいづれか、から、選離したことを指します</p>	<p>現在、選離していません</p> <p>現在、選離しています</p>	<p>震災後に転居した</p> <p>震災後に転居した</p>	<p>震災後に転居した</p> <p>震災後に転居した</p>
<p><b>F2の3</b> 震災時にどこに住んでいましたか</p> <p>「現在と同じ市町村内」の別は、市町村内を指します</p> <p>「現在とは別の市町村」の別は、市町村外を指します</p> <p>「現在とは別の市町村」の別は、市町村外を指します</p>	<p>現在と同じ市町村</p> <p>現在と同じ市町村内の別の市町村</p> <p>現在とは別の市町村</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>

## 3-2 調査方法の変更

### 【オンライン調査の全面導入】

[現状]

前回調査（平成24年調査）では、全国の県庁所在都市、政令指定都市及び人口30万人以上の都市（東京は全市区町村）の13,109調査区（全体の41%）内の約40万人を対象としてオンライン調査を実施<sup>(注)</sup>

(注) 前々回調査（平成19年調査）で初めて、一部地域（8都県の9市2区）を対象にオンライン調査を試験的に導入  
今回調査は3回目のオンライン調査となる。

[変更内容]



**全国の全世帯（約52万世帯及びその15歳以上の世帯員約108万人）を対象にオンライン調査を導入する。**

[論点]

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。
- ③ 調査員や都道府県・市町村の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。

# 4 前回答申時の課題への対応

前回答申(注)において指摘された「今後の課題」と、課題への対応状況は以下のとおり

(注) 「諮問第40号の答申 就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について」  
(平成24年1月20日付け府統委第7号)

## 今後の課題

### ○ 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが考えられることから、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。

### ○ 「現職への就業理由」の把握の検討

「現職への就業理由」を把握する調査事項については、平成24年調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしたが、本調査事項は「前職の離職理由」との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であるため、平成24年調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。

## 対応状況：指摘を踏まえ措置予定

- ・ 「1か月以上6か月以下」を「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割
- ・ 「その他」を「5年超」と「期間がわからない」に変更


雇用契約期間の定めの有無	
A1の3 雇用契約期間の定め 有無・1回当たりの 雇用契約期間	定めがない (定年までの 雇用を含む)
	1か月以上 3か月以下
	3か月 超6か月以下
	6か月 超1年未満
	1年 超3年未満
	3年 超5年未満
	5年 超
	わからない
	その他
	(A2へ)

- ・ 「現職への就業理由」を把握する調査事項を復活

A8 どうしてこの仕事に ついたのですか (おもなもの一つにマーク)	
卒業していた	<input type="radio"/>
学校を卒業した	<input type="radio"/>
収入を得る必要があった	<input type="radio"/>
知識や知能を生かした	<input type="radio"/>
生かしたかった	<input type="radio"/>
社会に出たかった	<input type="radio"/>
問題に系統ができた	<input type="radio"/>
健康を維持したい	<input type="radio"/>
よりよい条件の 仕事が見つかった	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>



## 就業構造基本調査の答申案の概要

 : 部会報告済みの事項

項目	変更内容等	部会審議
1 計画の変更等 (1) 調査事項	①学校区分の選択肢の分割 (「短大・高専」を「短大」と「高専」に分割)	・ 適当と判断
	②現在の雇用形態に就いている理由の新設 (不本意非正規労働者の実態を把握)	・ 適当と判断 ◆収入を一定の金額以下に抑えるための就業時間又は就業日数を調整している者の実態を把握する調査事項を新設する必要性を指摘〔答申案：2頁〕
	③前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設 (雇用形態間の異動の実態を把握)	・ 適当と判断
	④育児・介護の実施頻度の追加等 (育児及び介護について、その実施頻度(「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」の6区分)を選択。また、これまでの「育児」の表記を「子の育児」に変更)	・ おおむね適当と判断 ◆育児の頻度については、家事・育児時間により把握し、未就学児はいるが、ふだん育児を行っていない者が、紛れなく「子の育児をしていない」に回答するように、報告者の分かりやすさを考慮して調査票を設計する必要があることを指摘〔答申案：4頁〕
	⑤育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加 (選択肢に「残業の免除・制限」を追加)	・ おおむね適当と判断 ◆選択肢の「その他」について、上司の裁量や配慮による残業の免除等は含まれないことを記入要領に明記することを指摘〔答申案：6頁〕
	⑥東日本大震災の仕事への影響に関する調査事項の削除	・ 適当と判断
(2) 報告者	○調査地区数の変更	・ 適当と判断
(3) 調査方法	○オンライン調査対象の拡大等	・ 適当と判断
(4) 集計事項	○調査事項の変更等に伴う集計事項の変更	・ おおむね適当と判断 ◆以下の2点を指摘〔答申案：8頁〕 ・ 育児の頻度：夫及び妻の教育の状況別の表章 ・ 育児休業等制度の利用状況：末子年齢別の表章
(参考)「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との対応関係		・ ガイドラインにおける取組と本調査の調査事項の関係を確認
2 前回答申における今後の課題への対応状況 ※統計委員会答申 (平成24年1月)	①「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化 (これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割)	・ 適当と判断
	②「現職への就業理由」の把握の検討	・ 適当と判断

**《今後の課題》**〔答申案：11頁〕

- 就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性が高まっており、今回の平成29年調査でも、関連する調査事項につき見直しを行った。次回調査(平成34年調査)へ向けても引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、よりの確に把握するための検討を行うこと。
- 今回調査においては、オンライン調査の対象を調査対象とする全世帯に拡大するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。次回調査に向けて、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今回調査の結果につき、検証を行う必要がある。

**就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ**

公的統計調査の答申に向けた審議にあたり、特に周期調査について異なる2つの視点が議論になった。いうまでもなく、公的統計は国民共有の財産であり、国民の理解・協力のもと作成される以上、国民生活の向上に資するために諸政策立案の基礎資料とすべく、幅広く、最大限に利活用されるべきものである。その際、過去の調査データの枠組み等を踏襲する観点と、その時代に議論されている政策課題への対応について問題提起がなされた。そこで、次の2点を調査横断的な課題として提示したい。

- ① 長期の周期で行われる調査では調査項目の継続性が重要である一方、そのときどきの政策ニーズに応じた、新たな調査項目の選定も同等に重要である。調査実施者においては、特定の調査項目の追加/削除や調査全体とのバランスを検討するにあたり、その時代の政策議論を踏まえ、そこでのニーズの把握に対して積極的に取り組む必要がある。
- ② 調査結果の集計にあたっては、時系列変化を把握できるようこれまでの枠組みを踏襲するだけでなく、その時代の政策議論に基づく新たな集計表の作成についても積極的に検討すべきである。調査実施者は、集計表の検討に当たり専門家による調査研究成果を参照するなど、より幅広く、調査結果を積極的に社会に還元することに留意する必要がある。

平成 28 年 12 月 16 日

人口・社会統計部会長  
白波瀬 佐和子